

令和 7 年 1 月 緊急議会議案一覧

議案番号	件 名
議案 1	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
議案 2	豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議案 3	豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案 4	豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
議案 5	豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案 6	豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
議案 7	令和 6 年度豊明市一般会計補正予算（第 8 号）について
議案 8	令和 6 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案 9	令和 6 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案 1 0	令和 6 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
議案 1 1	令和 6 年度豊明市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別添のよう
に定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
法律の改正に伴い必要があるからである。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第７条第１項及び第２項」の次に「並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項」を、「採用」の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第４条中「（昭和２５年法律第２６１号）」を削る。

第９条を第１０条とする。

第８条の見出し中「適用除外」の次に「等」を加え、同条第２項を同条第４項とし、同条第１項中「から第１３条まで」を「、第１２条」に改め、同項を同条第３項とし、同条に第１項及び第２項として次の２項を加える。

給与条例第４条から第６条まで、第８条、第１０条から第１２条まで、第１４条及び第１６条から第１８条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

- ２ 特定任期付職員に対する給与条例第１９条の２第１項、第２０条第２項及び第２１条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１９条の２第１項中「第１０条第１項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２４年豊明市条例第２９号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第２項中「管理職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、給与条例第２１条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」とする。

第８条を第９条とし、第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（給与に関する特例）

第７条 第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
----	------

	円
1	3 9 2, 0 0 0
2	4 4 0, 0 0 0
3	4 9 2, 0 0 0
4	5 5 5, 0 0 0
5	6 3 4, 0 0 0
6	7 4 0, 0 0 0
7	8 6 4, 0 0 0

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからである。

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和49年豊明市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「合計額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の170」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第2条 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次条において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 3 号

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、豊明市職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い必要があるからである。

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

第 1 条 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例（令和元年豊明市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表から 3 の表までを次のように改める。

1 行政職報酬表（一）

号給	報酬月額
	円
1	1 8 3 , 5 0 0
2	1 8 4 , 6 0 0
3	1 8 5 , 8 0 0
4	1 8 6 , 9 0 0
5	1 8 8 , 0 0 0
6	1 8 9 , 7 0 0
7	1 9 1 , 3 0 0
8	1 9 2 , 9 0 0
9	1 9 4 , 5 0 0
1 0	1 9 6 , 2 0 0
1 1	1 9 7 , 8 0 0
1 2	1 9 9 , 4 0 0
1 3	2 0 1 , 0 0 0
1 4	2 0 2 , 7 0 0
1 5	2 0 4 , 4 0 0
1 6	2 0 6 , 1 0 0
1 7	2 0 7 , 4 0 0
1 8	2 0 9 , 0 0 0
1 9	2 1 0 , 6 0 0
2 0	2 1 2 , 1 0 0

2 1	2 1 3, 6 0 0
2 2	2 1 5, 2 0 0
2 3	2 1 6, 8 0 0
2 4	2 1 8, 4 0 0
2 5	2 2 0, 0 0 0
2 6	2 2 1, 7 0 0
2 7	2 2 3, 0 0 0
2 8	2 2 4, 3 0 0
2 9	2 2 5, 6 0 0
3 0	2 2 6, 7 0 0
3 1	2 2 7, 8 0 0
3 2	2 2 8, 9 0 0
3 3	2 3 0, 0 0 0
3 4	2 3 1, 1 0 0
3 5	2 3 2, 2 0 0
3 6	2 3 3, 3 0 0
3 7	2 3 4, 4 0 0
3 8	2 3 5, 4 0 0
3 9	2 3 6, 4 0 0
4 0	2 3 7, 3 0 0
4 1	2 3 8, 2 0 0
4 2	2 3 9, 1 0 0
4 3	2 3 9, 9 0 0
4 4	2 4 0, 7 0 0
4 5	2 4 1, 4 0 0
4 6	2 4 2, 0 0 0
4 7	2 4 2, 6 0 0
4 8	2 4 3, 2 0 0
4 9	2 4 3, 8 0 0

5 0	2 4 4 , 4 0 0
5 1	2 4 5 , 0 0 0
5 2	2 4 5 , 5 0 0
5 3	2 4 6 , 0 0 0
5 4	2 4 6 , 4 0 0
5 5	2 4 6 , 7 0 0
5 6	2 4 7 , 0 0 0
5 7	2 4 7 , 3 0 0
5 8	2 4 7 , 6 0 0
5 9	2 4 7 , 9 0 0
6 0	2 4 8 , 2 0 0
6 1	2 4 8 , 5 0 0
6 2	2 4 8 , 8 0 0
6 3	2 4 9 , 1 0 0
6 4	2 4 9 , 4 0 0
6 5	2 4 9 , 7 0 0

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 行政職報酬表（二）

号給	報酬月額
	円
1	1 6 6 , 5 0 0
2	1 6 7 , 7 0 0
3	1 6 8 , 8 0 0
4	1 6 9 , 9 0 0
5	1 7 1 , 2 0 0
6	1 7 2 , 4 0 0
7	1 7 3 , 6 0 0
8	1 7 4 , 8 0 0
9	1 7 5 , 8 0 0

1 0	1 7 7, 0 0 0
1 1	1 7 8, 3 0 0
1 2	1 7 9, 5 0 0
1 3	1 8 0, 6 0 0
1 4	1 8 1, 8 0 0
1 5	1 8 3, 1 0 0
1 6	1 8 4, 4 0 0
1 7	1 8 5, 7 0 0
1 8	1 8 7, 4 0 0
1 9	1 8 9, 1 0 0
2 0	1 9 0, 8 0 0
2 1	1 9 2, 5 0 0
2 2	1 9 4, 2 0 0
2 3	1 9 5, 8 0 0
2 4	1 9 7, 4 0 0
2 5	1 9 9, 0 0 0
2 6	2 0 0, 5 0 0
2 7	2 0 2, 0 0 0
2 8	2 0 3, 5 0 0
2 9	2 0 5, 0 0 0
3 0	2 0 6, 5 0 0
3 1	2 0 8, 0 0 0
3 2	2 0 9, 5 0 0
3 3	2 1 1, 0 0 0
3 4	2 1 2, 4 0 0
3 5	2 1 3, 8 0 0
3 6	2 1 5, 2 0 0
3 7	2 1 6, 6 0 0
3 8	2 1 7, 7 0 0

3 9	2 1 8, 8 0 0
4 0	2 1 9, 9 0 0
4 1	2 2 0, 9 0 0
4 2	2 2 1, 8 0 0
4 3	2 2 2, 7 0 0
4 4	2 2 3, 6 0 0
4 5	2 2 4, 5 0 0
4 6	2 2 5, 3 0 0
4 7	2 2 6, 1 0 0
4 8	2 2 6, 9 0 0
4 9	2 2 7, 7 0 0
5 0	2 2 8, 4 0 0
5 1	2 2 9, 1 0 0
5 2	2 2 9, 8 0 0
5 3	2 3 0, 5 0 0
5 4	2 3 1, 1 0 0
5 5	2 3 1, 7 0 0
5 6	2 3 2, 3 0 0
5 7	2 3 3, 0 0 0
5 8	2 3 3, 5 0 0
5 9	2 3 4, 0 0 0
6 0	2 3 4, 5 0 0
6 1	2 3 5, 0 0 0
6 2	2 3 5, 4 0 0
6 3	2 3 5, 8 0 0
6 4	2 3 6, 2 0 0
6 5	2 3 6, 6 0 0
6 6	2 3 6, 9 0 0
6 7	2 3 7, 2 0 0

6 8	2 3 7, 5 0 0
6 9	2 3 7, 8 0 0
7 0	2 3 8, 1 0 0
7 1	2 3 8, 4 0 0
7 2	2 3 8, 7 0 0
7 3	2 3 8, 9 0 0
7 4	2 3 9, 2 0 0
7 5	2 3 9, 5 0 0
7 6	2 3 9, 7 0 0
7 7	2 3 9, 9 0 0

備考 この表は、運転手、調理員、清掃手、用務員その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

3 教育職報酬表

号給	報酬月額
	円
1	2 2 5, 9 0 0
2	2 2 8, 4 0 0
3	2 3 0, 8 0 0
4	2 3 3, 3 0 0
5	2 3 5, 8 0 0
6	2 3 8, 2 0 0
7	2 4 0, 7 0 0
8	2 4 3, 1 0 0
9	2 4 5, 6 0 0
1 0	2 4 7, 2 0 0
1 1	2 4 8, 9 0 0
1 2	2 5 0, 5 0 0
1 3	2 5 2, 1 0 0
1 4	2 5 3, 7 0 0

1 5	2 5 5, 1 0 0
1 6	2 5 6, 5 0 0
1 7	2 5 8, 0 0 0
1 8	2 5 9, 2 0 0
1 9	2 6 0, 4 0 0
2 0	2 6 1, 7 0 0
2 1	2 6 3, 1 0 0
2 2	2 6 4, 3 0 0
2 3	2 6 5, 7 0 0
2 4	2 6 7, 0 0 0
2 5	2 6 8, 3 0 0
2 6	2 7 0, 3 0 0
2 7	2 7 2, 1 0 0
2 8	2 7 3, 9 0 0
2 9	2 7 5, 7 0 0
3 0	2 7 7, 9 0 0
3 1	2 8 0, 2 0 0
3 2	2 8 2, 4 0 0
3 3	2 8 4, 7 0 0
3 4	2 8 6, 9 0 0
3 5	2 8 9, 2 0 0

備考 この表は、豊明市立小・中学校に勤務する教員補助員及びこれらに準ずる業務に従事する職員で市長が規則で定めるものに適用する。

別表４の表中「２９３，０００」を「３０２，０００」に、別表５の表中「３８２，０００」を「３９４，０００」に改める。

第２条 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の１５」を「１００分の１２」に改める。

別表２の表を次のように改める。

2 行政職報酬表（二）

号給	報酬月額
	円
1	1 8 5 , 7 0 0
2	1 8 7 , 4 0 0
3	1 8 9 , 1 0 0
4	1 9 0 , 8 0 0
5	1 9 2 , 5 0 0
6	1 9 4 , 2 0 0
7	1 9 5 , 8 0 0
8	1 9 7 , 4 0 0
9	1 9 9 , 0 0 0
1 0	2 0 0 , 5 0 0
1 1	2 0 2 , 0 0 0
1 2	2 0 3 , 5 0 0
1 3	2 0 5 , 0 0 0
1 4	2 0 6 , 5 0 0
1 5	2 0 8 , 0 0 0
1 6	2 0 9 , 5 0 0
1 7	2 1 1 , 0 0 0
1 8	2 1 2 , 4 0 0
1 9	2 1 3 , 8 0 0
2 0	2 1 5 , 2 0 0
2 1	2 1 6 , 6 0 0
2 2	2 1 7 , 7 0 0
2 3	2 1 8 , 8 0 0
2 4	2 1 9 , 9 0 0
2 5	2 2 0 , 9 0 0
2 6	2 2 1 , 8 0 0

2 7	2 2 2, 7 0 0
2 8	2 2 3, 6 0 0
2 9	2 2 4, 5 0 0
3 0	2 2 5, 3 0 0
3 1	2 2 6, 1 0 0
3 2	2 2 6, 9 0 0
3 3	2 2 7, 7 0 0
3 4	2 2 8, 4 0 0
3 5	2 2 9, 1 0 0
3 6	2 2 9, 8 0 0
3 7	2 3 0, 5 0 0
3 8	2 3 1, 1 0 0
3 9	2 3 1, 7 0 0
4 0	2 3 2, 3 0 0
4 1	2 3 3, 0 0 0
4 2	2 3 3, 5 0 0
4 3	2 3 4, 0 0 0
4 4	2 3 4, 5 0 0
4 5	2 3 5, 0 0 0
4 6	2 3 5, 4 0 0
4 7	2 3 5, 8 0 0
4 8	2 3 6, 2 0 0
4 9	2 3 6, 6 0 0
5 0	2 3 6, 9 0 0
5 1	2 3 7, 2 0 0
5 2	2 3 7, 5 0 0
5 3	2 3 7, 8 0 0
5 4	2 3 8, 1 0 0
5 5	2 3 8, 4 0 0

5 6	2 3 8 , 7 0 0
5 7	2 3 8 , 9 0 0
5 8	2 3 9 , 2 0 0
5 9	2 3 9 , 5 0 0
6 0	2 3 9 , 7 0 0
6 1	2 3 9 , 9 0 0

備考 この表は、運転手、調理員、清掃手、用務員その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

別表に次の表を加える。

6 心理専門職報酬表

号給	報酬月額
	円
1	4 4 0 , 0 0 0

備考 この表は、高度の専門的な知識経験に基づく業務に従事する職員で市長が規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において豊明市

パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表２の表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、同日においてその者が属していた号給（附則別表において「旧号給」という。）に応じて、同表に掲げられている号給（同表において「新号給」という。）とする。

（規則への委任）

第４条 前２条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則別表

行政職報酬表（二）の適用を受ける職員の号給切替表

旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
1 0	1
1 1	1
1 2	1
1 3	1
1 4	1
1 5	1
1 6	1
1 7	1
1 8	2
1 9	3

2 0	4
2 1	5
2 2	6
2 3	7
2 4	8
2 5	9
2 6	1 0
2 7	1 1
2 8	1 2
2 9	1 3
3 0	1 4
3 1	1 5
3 2	1 6
3 3	1 7
3 4	1 8
3 5	1 9
3 6	2 0
3 7	2 1
3 8	2 2
3 9	2 3
4 0	2 4
4 1	2 5
4 2	2 6
4 3	2 7
4 4	2 8
4 5	2 9
4 6	3 0
4 7	3 1
4 8	3 2

4 9	3 3
5 0	3 4
5 1	3 5
5 2	3 6
5 3	3 7
5 4	3 8
5 5	3 9
5 6	4 0
5 7	4 1
5 8	4 2
5 9	4 3
6 0	4 4
6 1	4 5
6 2	4 6
6 3	4 7
6 4	4 8
6 5	4 9
6 6	5 0
6 7	5 1
6 8	5 2
6 9	5 3
7 0	5 4
7 1	5 5
7 2	5 6
7 3	5 7
7 4	5 8
7 5	5 9
7 6	6 0
7 7	6 1

議案第 4 号

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正について
豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を
別添のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからである。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和49年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「合計額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の170」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第2条 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 5 号

豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからである。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「「100分の68.75」」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を加える。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の48.75」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200

勤務員以外 の職員	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			

67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
94		299,400	347,400						
95		299,700	347,800						
96		300,100	348,200						
97		300,300	348,400						
98		300,600	348,800						
99		301,000	349,200						
100		301,400	349,500						
101		301,600	349,800						
102		301,900	350,200						
103		302,200	350,600						
104		302,500	351,000						
105		302,700	351,500						
106		303,000	351,900						
107		303,300	352,300						
108		303,600	352,700						
109		303,800	353,200						
110		304,200	353,600						
111		304,600	353,900						
112		304,900	354,200						
113		305,100	354,700						
114		305,300							
115		305,600							

	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000
備 考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。 ただし、第 2 5 条に規定する職員を除く。										

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900

22	194, 200	241, 900	261, 400	289, 900	323, 000
23	195, 800	242, 400	261, 900	290, 300	324, 100
24	197, 400	242, 900	262, 500	290, 700	325, 200
25	199, 000	243, 400	263, 300	291, 100	326, 200
26	200, 500	243, 900	263, 900	291, 500	327, 300
27	202, 000	244, 300	264, 500	291, 900	328, 400
28	203, 500	244, 800	265, 300	292, 300	329, 400
29	205, 000	245, 400	266, 100	292, 700	330, 400
30	206, 500	245, 900	266, 800	293, 100	331, 400
31	208, 000	246, 400	267, 400	293, 500	332, 400
32	209, 500	246, 800	268, 200	293, 900	333, 400
33	211, 000	247, 200	269, 000	294, 300	334, 400
34	212, 400	247, 700	269, 700	294, 800	335, 300
35	213, 800	248, 200	270, 400	295, 300	336, 400
36	215, 200	248, 600	271, 100	295, 800	337, 400
37	216, 600	249, 000	271, 800	296, 300	338, 400
38	217, 700	249, 500	272, 500	296, 800	339, 400
39	218, 800	250, 000	273, 200	297, 300	340, 400
40	219, 900	250, 400	273, 900	297, 800	341, 300
41	220, 900	250, 800	274, 600	298, 300	342, 200
42	221, 800	251, 300	275, 300	299, 000	343, 100
43	222, 700	251, 800	275, 900	299, 600	344, 000
44	223, 600	252, 200	276, 500	300, 300	344, 900
45	224, 500	252, 600	277, 000	300, 900	345, 800
46	225, 300	253, 000	277, 500	301, 500	346, 800
47	226, 100	253, 400	278, 000	302, 100	347, 800
48	226, 900	253, 800	278, 500	302, 600	348, 700
49	227, 700	254, 200	279, 000	303, 100	349, 600
50	228, 400	254, 600	279, 500	303, 700	350, 500
51	229, 100	255, 000	280, 000	304, 300	351, 400
52	229, 800	255, 400	280, 400	304, 900	352, 200
53	230, 500	255, 800	280, 800	305, 500	353, 000
54	231, 100	256, 200	281, 300	306, 200	353, 800
55	231, 700	256, 600	281, 700	306, 900	354, 600
56	232, 300	257, 000	282, 200	307, 600	355, 300
57	233, 000	257, 300	282, 600	308, 200	356, 000
58	233, 500	257, 700	283, 100	308, 900	356, 800
59	234, 000	258, 100	283, 600	309, 600	357, 600
60	234, 500	258, 400	284, 100	310, 200	358, 200
61	235, 000	258, 700	284, 600	310, 800	358, 900
62	235, 400	259, 100	285, 200	311, 500	359, 500
63	235, 800	259, 500	285, 800	312, 200	360, 200
64	236, 200	259, 800	286, 400	312, 800	360, 900
65	236, 600	260, 100	287, 000	313, 300	361, 500
66	236, 900	260, 400	287, 600	313, 800	362, 000
67	237, 200	260, 700	288, 200	314, 400	362, 500
68	237, 500	260, 900	288, 800	315, 000	363, 000
69	237, 800	261, 100	289, 300	315, 600	363, 400
70	238, 100	261, 400	289, 800	316, 000	
71	238, 400	261, 700	290, 300	316, 500	

72	238, 700	261, 900	290, 800	317, 000
73	238, 900	262, 100	291, 300	317, 300
74	239, 200	262, 400	291, 800	317, 800
75	239, 500	262, 700	292, 200	318, 300
76	239, 700	262, 900	292, 600	318, 700
77	239, 900	263, 100	293, 000	318, 900
78	240, 200	263, 400	293, 400	319, 200
79	240, 500	263, 700	293, 800	319, 400
80	240, 700	263, 900	294, 200	319, 700
81	240, 900	264, 100	294, 600	320, 000
82	241, 200	264, 400	295, 000	320, 300
83	241, 500	264, 700	295, 400	320, 600
84	241, 700	264, 900	295, 900	320, 800
85	241, 900	265, 100	296, 200	321, 000
86	242, 200	265, 300	296, 700	321, 300
87	242, 500	265, 600	297, 200	321, 600
88	242, 700	265, 900	297, 700	321, 800
89	242, 900	266, 100	298, 000	322, 000
90	243, 200	266, 300	298, 500	322, 300
91	243, 500	266, 600	299, 000	322, 600
92	243, 700	266, 800	299, 300	322, 900
93	243, 900	267, 100	299, 700	323, 100
94	244, 200	267, 400	300, 200	323, 400
95	244, 500	267, 700	300, 700	323, 700
96	244, 700	267, 900	301, 200	323, 900
97	244, 900	268, 100	301, 500	324, 100
98	245, 200	268, 400	301, 900	324, 400
99	245, 400	268, 600	302, 400	324, 700
100	245, 700	268, 900	302, 900	324, 900
101	245, 900	269, 100	303, 300	325, 100
102	246, 100	269, 300	303, 700	
103	246, 400	269, 600	304, 000	
104	246, 700	269, 900	304, 300	
105	246, 900	270, 100	304, 600	
106	247, 200	270, 300	305, 000	
107	247, 500	270, 600	305, 300	
108	247, 700	270, 800	305, 700	
109	247, 900	271, 100	306, 000	
110	248, 200	271, 400	306, 400	
111	248, 500	271, 700	306, 800	
112	248, 700	271, 900	307, 100	
113	248, 900	272, 100	307, 300	
114	249, 200	272, 400	307, 600	
115	249, 500	272, 600	307, 900	
116	249, 700	272, 800	308, 100	
117	249, 900	273, 100	308, 300	
118	250, 200	273, 400	308, 600	
119	250, 500	273, 700	308, 900	
120	250, 700	273, 900	309, 100	

	121	250,900	274,100	309,300		
	122		274,300	309,600		
	123		274,600	309,900		
	124		274,900	310,100		
	125		275,100	310,300		
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800
備 考	この表は、運転手、清掃手、雇員、用務員、調理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。					

第2条 豊明市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

- （1） 55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員

第12条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号」を「次項第2号から第5号」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行（一）9級職員」という。）」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、

父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行（一）8級職員」という。）」及び「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第13条の2第2項中「100分の15」を「100分の12」に改める。

第14条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第15条第2項中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第15条の2第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）」を削る。

第19条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に

「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の12

５」」に、「１００分の６８．７５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」を「１００分の７０」に改める。

第２１条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に改める。

第２４条の２中「第１１条から第１３条まで及び第１４条」を「第１１条及び第１２条」に改める。

第２８条中「、扶養手当」を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前再 任用 短 時 間 勤 務 職 員	１	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	２	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	３	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	４	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	５	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	６	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	７	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	８	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	９	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		

以 外 の 職 員	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			

74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							

	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。 ただし、第 2 5 条に規定する職員を除く。										

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400

29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	

78	244,200	263,400	295,000	320,300
79	244,500	263,700	295,400	320,600
80	244,700	263,900	295,900	320,800
81	244,900	264,100	296,200	321,000
82	245,200	264,400	296,700	321,300
83	245,400	264,700	297,200	321,600
84	245,700	264,900	297,700	321,800
85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600
88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	
112		271,900	308,100	
113		272,100	308,300	
114		272,400	308,600	
115		272,600	308,900	
116		272,800	309,100	
117		273,100	309,300	
118		273,400	309,600	
119		273,700	309,900	
120		273,900	310,100	
121		274,100	310,300	
122		274,300	310,600	
123		274,600	310,900	
124		274,900	311,100	
125		275,100	311,300	
126		275,300	311,600	

	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800
備 考 この表は、運転手、清掃手、雇員、用務員、調理員その他の職員で市長が定めるものに適用する。						

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の豊明市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の豊明市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において豊明市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の

適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後の給与条例」という。）第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中

「（5） 重度心身障害者」

とあるのは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、

「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第6条 第2条改正後の給与条例第15条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（規則への委任）

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し
必要な事項は、市長が規則で定める。

附則別表

行政職給料表（一）の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3

24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		

53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			

82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						

111	107						
112	108						
113	109						

行政職給料表（二）の適用を受ける職員

旧 号 給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15

24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44

53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	

82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		

111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

議案第 6 号

豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一部改正について

豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからである。

豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一部を改正する条例

豊明市地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例（令和４年豊明市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第７項中「第１１条から第１３条まで並びに第１４条」を「第１
１条及び第１２条」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 7 号

令和 6 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 8 号）

議案第 7 号

令和 6 年度豊明市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度豊明市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 1 7, 0 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7, 1 7 2, 2 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		4,342,957	71,189	4,414,146
	1 国庫負担金	3,187,133	67,388	3,254,521
	2 国庫補助金	802,181	3,801	805,982
15 県支出金		2,189,341	36,099	2,225,440
	1 県負担金	1,292,780	33,594	1,326,374
	2 県補助金	727,918	2,505	730,423
18 繰入金		2,030,373	508	2,030,881
	2 特別会計繰入金	37,985	508	38,493
19 繰越金		440,466	309,287	749,753
	1 繰越金	440,466	309,287	749,753
歳 入 合 計		26,755,182	417,083	27,172,265

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		240,037	1,858	241,895
	1 議会費	240,037	1,858	241,895
2 総務費		4,206,359	10,821	4,217,180
	1 総務管理費	3,086,207	3,685	3,089,892
	2 徴税費	891,184	3,626	894,810
	3 戸籍住民基本台帳費	141,404	3,510	144,914
3 民生費		12,049,238	348,295	12,397,533
	1 社会福祉費	6,246,273	32,153	6,278,426
	2 児童福祉費	4,881,777	131,439	5,013,216
	3 生活保護費	892,074	184,703	1,076,777
4 衛生費		2,198,618	4,890	2,203,508
	1 保健衛生費	1,050,486	3,821	1,054,307
	2 清掃費	1,148,132	1,069	1,149,201
6 農林水産業費		325,254	2,139	327,393
	1 農業費	325,237	2,139	327,376
7 商工費		234,403	1,300	235,703
	1 商工費	234,403	1,300	235,703

歲 出

單位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		2,615,665	2,815	2,618,480
	1 土木管理費	103,059	580	103,639
	4 都市計画費	1,845,288	2,235	1,847,523
10 教育費		2,605,298	44,965	2,650,263
	1 教育総務費	866,478	31,628	898,106
	2 小学校費	340,829	3,397	344,226
	3 中学校費	235,308	5,540	240,848
	4 社会教育費	339,493	4,400	343,893
歳 出 合 計		26,755,182	417,083	27,172,265

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	3 生活保護費	扶助事業	千円 183,590

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	3,183,345	67,388	3,250,733
計	3,187,133	67,388	3,254,521

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	44,217	1,085	45,302
2. 民生費国庫補助金	200,399	2,716	203,115
計	802,181	3,801	805,982

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 心身障害者福祉費負担金	4,500	障害者自立支援給付費等国庫負担金 4,500 増
3. 保育園費負担金	62,686	子どものための教育・保育給付費国庫負担金 62,686 増
4. 生活保護費負担金	202	生活困窮者自立支援事業費国庫負担金 202 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 戸籍住民基本台帳費補助金	1,085	個人番号カード交付事務費補助金 1,085 増
1. 社会福祉費補助金	896	重層的支援体制整備事業交付金 896 増
2. 心身障害者福祉費補助金	1,189	地域生活支援事業費等補助金 1,189 増
5. 生活保護費補助金	631	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 631 増

15 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費県負担金	1, 289, 859	33, 594	1, 323, 453
計	1, 292, 780	33, 594	1, 326, 374

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 民生費県補助金	542, 248	2, 156	544, 404
9. 教育費県補助金	57, 004	349	57, 353
計	727, 918	2, 505	730, 423

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 心身障害者福祉費負担金	2, 250	障害者自立支援給付費等負担金 2, 250 増
4. 保育園費負担金	31, 344	施設型教育・保育給付費等県費負担金 31, 344 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 社会福祉費補助金	342	重層の支援体制整備事業交付金 342 増
6. 保育園費補助金	1, 814	施設型教育・保育給付費等補助金 1, 814 増
1. 教育振興費補助金	349	放課後子ども教室推進事業費補助金 349 増

18 款 繰入金

2 項 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 介護保険特別会計繰入金	29,731	508	30,239
計	37,985	508	38,493

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	440,466	309,287	749,753
計	440,466	309,287	749,753

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 介護保険特別会計繰入金	508	介護保険特別会計繰入金 508 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	309, 287	前年度繰越金 309, 287 増

歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 議会費	240, 037	1, 858	241, 895	2. 給料	390
				3. 職員手当等	1, 468
計	240, 037	1, 858	241, 895		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 秘書人事管理 費	991, 510	242	991, 752	1. 報酬	182
				3. 職員手当等	60
3. 文書費	24, 435	268	24, 703	1. 報酬	222
				3. 職員手当等	46
6. 会計管理費	29, 469	235	29, 704	1. 報酬	235

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 議会人件費	1,260				1,260	一般職給 390 増 地域手当 60 増 超過勤務手当 400 増 期末手当 260 増 勤勉手当 150 増
2 議員活動事業	598				598	期末手当 598 増
計	1,858				1,858	
	1,858				1,858	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 秘書人事管理事務事業	242				242	人事秘書業務182 増 会計年度任用職員期末手当32 増 会計年度任用職員勤勉手当28 増
計	242				242	
1 文書事業	268				268	郵便物等集配業務222 増 会計年度任用職員期末手当24 増 会計年度任用職員勤勉手当22 増
計	268				268	
1 会計管理事業	235				235	出納事務業務235 増

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	922, 749	594	923, 343	1. 報酬	469
				3. 職員手当等	125
8. 企画費	131, 887	252	132, 139	1. 報酬	197
				3. 職員手当等	55
10. 市民相談費	4, 584	293	4, 877	1. 報酬	218
				3. 職員手当等	75
11. 市民活動推進 費	160, 861	894	161, 755	1. 報酬	726
				3. 職員手当等	168
13. 防犯対策費	12, 486	907	13, 393	1. 報酬	621

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	235				235	
3 財産管理事務事業	594				594	財産管理等業務 469 増 会計年度任用職員期末手当 67 増 会計年度任用職員勤勉手当 58 増
計	594				594	
1 企画事務事業	252				252	企画業務 197 増 会計年度任用職員期末手当 29 増 会計年度任用職員勤勉手当 26 増
計	252				252	
1 市民相談事業	293				293	市民相談業務 218 増 会計年度任用職員期末手当 40 増 会計年度任用職員勤勉手当 35 増
計	293				293	
2 都市・国際交流事業	894				894	多文化共生事務 157 増 外国語通訳報酬 569 増 会計年度任用職員期末手当 90 増 会計年度任用職員勤勉手当 78 増
計	894				894	
1 防犯対策事業	907				907	地域安全監視員報酬 621 増

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(防犯対策費)				3. 職員手当等	286
計	3, 086, 207	3, 685	3, 089, 892		

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	821, 127	2, 894	824, 021	1. 報酬	2, 532
				3. 職員手当等	362
2. 徴収費	70, 057	732	70, 789	1. 報酬	732
計	891, 184	3, 626	894, 810		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
						会計年度任用職員期末手当 154 増 会計年度任用職員勤勉手当 132 増
計	907				907	
	3,685				3,685	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
4 税務総務事務事業	2,894				2,894	課税資料整理事務等 2,293 増 定額減税調整給付金等事務 239 増 会計年度任用職員期末手当 192 増 会計年度任用職員勤勉手当 170 増
計	2,894				2,894	
2 徴収事務事業	732				732	収納事務 732 増
計	732				732	
	3,626				3,626	

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	141,404	3,510	144,914	1. 報酬	2,885
				3. 職員手当等	625
計	141,404	3,510	144,914		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	670,996	14,377	685,373	2. 給料	4,300
				3. 職員手当等	5,347
				27. 繰出金	4,730
2. 老人福祉費	1,141,761	4,238	1,145,999	1. 報酬	1,276
				3. 職員手当等	378
				27. 繰出金	2,584

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 戸籍住民基本台帳事務事業	3,510	1,085			2,425	住民基本台帳事務 2,885 増 会計年度任用職員期末手当 334 増 会計年度任用職員勤勉手当 291 増
計	3,510	1,085			2,425	
	3,510	1,085			2,425	

単位：千円

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 社会福祉人件費	9,647				9,647	一般職給 4,300 増 扶養手当 140 増 地域手当 600 増 住居手当 570 増 通勤手当 200 増 管理職手当 437 増 期末手当 1,800 増 勤勉手当 1,600 増
5 国民健康保険特別会計繰出事業	4,730				4,730	職員給与費等繰出金 4,730 増
計	14,377				14,377	
4 老人福祉事務事業	269				269	避難行動要支援者関係事務 185 増 会計年度任用職員期末手当 45 増 会計年度任用職員勤勉手当 39 増

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(老人福祉費)					
3. 心身障害者福祉費	2, 394, 025	12, 702	2, 406, 727	1. 報酬	1, 122
				3. 職員手当等	202
				12. 委託料	2, 378
				19. 扶助費	9, 000
4. 福祉医療費	932, 005	313	932, 318	1. 報酬	236
				3. 職員手当等	77

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
6 地域介護予防活動支援事業	699	226		350	123	一般介護予防事業対象者 544 増 施策業務 会計年度任用職員期末手当 82 増 会計年度任用職員勤勉手当 73 増
8 生活支援体制整備事業	686	396		158	132	生活支援体制整備業務 547 増 会計年度任用職員期末手当 74 増 会計年度任用職員勤勉手当 65 増
9 介護保険特別会計繰出事業	2,584				2,584	事務費繰出金 2,584 増
計	4,238	622		508	3,108	
1 心身障害児者福祉推進事業	2,378	1,189			1,189	電算関係委託料 2,378 増
2 心身障害児者扶助事業	9,000	6,750			2,250	身体障害者補装具給付費 9,000 増
3 心身障害者事務事業	1,324				1,324	障害者福祉事務 1,122 増 会計年度任用職員期末手当 108 増 会計年度任用職員勤勉手当 94 増
計	12,702	7,939			4,763	
2 福祉医療事務事業	313				313	福祉医療事務 236 増 会計年度任用職員期末手当 41 増

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(福祉医療費)					
5. 後期高齢者医療費	1, 107, 486	523	1, 108, 009	27. 繰出金	523
計	6, 246, 273	32, 153	6, 278, 426		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務費	1, 790, 385	2, 444	1, 792, 829	1. 報酬	2, 444
2. 保育園費	3, 091, 392	128, 995	3, 220, 387	18. 負担金、補助及び交付金	128, 995
計	4, 881, 777	131, 439	5, 013, 216		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
						会計年度任用職員勤勉手当 36 増当
計	313				313	
1 後期高齢者医療事業	523				523	後期高齢者医療事務費繰出金 523 増
計	523				523	
	32,153	8,561		508	23,084	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	2,444	616			1,828	家庭相談員報酬 739 増 子育て支援センター業務 1,418 増 児童手当等業務 287 増
計	2,444	616			1,828	
2 保育事業	128,995	95,844			33,151	施設型・地域型保育給 128,995 増 付費
計	128,995	95,844			33,151	
	131,439	96,460			34,979	

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務 費	61,924	1,113	63,037	1. 報酬	970
				3. 職員手当等	143
2. 扶助費	830,150	183,590	1,013,740	11. 役務費 手数料	930 930
				12. 委託料	16,560
				19. 扶助費	166,100
計	892,074	184,703	1,076,777		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 母子保健費	390,152	2,292	392,444	1. 報酬	1,894
				3. 職員手当等	398

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	1, 113	833			280	生活保護就労支援業務 123 増 生活保護事務 183 増 健康管理支援業務 147 増 ポルトガル語通訳業務 242 増 危機管理監視業務 275 増 会計年度任用職員期末手当 82 増 会計年度任用職員勤勉手当 61 増
計	1, 113	833			280	
1 扶助事業	183, 590				183, 590	手数料 930 増 電算関係委託料 7, 561 増 非課税世帯等臨時特別給付金給付事業委託料 8, 999 増 非課税世帯等臨時特別給付金 166, 100 増
計	183, 590				183, 590	
	184, 703	833			183, 870	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 母子保健活動事業	2,292				2,292	各種診断等業務 1,894 増 会計年度任用職員期末手当 273 増 会計年度任用職員勤勉手当 125 増
計	2,292				2,292	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 環境衛生費	19,999	954	20,953	1. 報酬	804
				3. 職員手当等	150
6. 休日診療所運営費	23,538	575	24,113	1. 報酬	575
計	1,050,486	3,821	1,054,307		

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 塵芥処理費	159,507	1,069	160,576	1. 報酬	926
				3. 職員手当等	143
計	1,148,132	1,069	1,149,201		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 環境衛生事業	954				954	環境監視員報酬 574 増 狂犬病予防等業務 230 増 会計年度任用職員期末手当 80 増 会計年度任用職員勤勉手当 70 増
計	954				954	
1 休日診療所運営事業	575				575	休日診療所嘱託員報酬 213 増 休日診療業務 362 増
計	575				575	
	3,821				3,821	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 塵芥処理事業	1,069				1,069	塵芥処理業務 926 増 会計年度任用職員期末手当 79 増 会計年度任用職員勤勉手当 64 増
計	1,069				1,069	
	1,069				1,069	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 農業総務費	63,694	1,835	65,529	2. 給料	650
				3. 職員手当等	1,185
3. 農業振興費	15,391	304	15,695	1. 報酬	249
				3. 職員手当等	55
計	325,237	2,139	327,376		

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 商工総務費	65,938	1,300	67,238	2. 給料	800
				3. 職員手当等	500
計	234,403	1,300	235,703		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 農業総務人件費	1,835				1,835	一般職給 650 増 地域手当 85 増 超過勤務手当 600 増 期末手当 300 増 勤勉手当 200 増
計	1,835				1,835	
1 農業振興事業	304				304	転作事務等 249 増 会計年度任用職員期末手当 34 増 会計年度任用職員勤勉手当 21 増
計	304				304	
	2,139				2,139	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工人件費	1,300				1,300	一般職給 800 増 地域手当 100 増 期末手当 250 増 勤勉手当 150 増
計	1,300				1,300	
	1,300				1,300	

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 土木総務費	90,497	580	91,077	2. 給料	280
				3. 職員手当等	300
計	103,059	580	103,639		

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 都市計画総務費	141,438	500	141,938	2. 給料	100
				3. 職員手当等	400
5. 都市下水路費	588,651	1,735	590,386	18. 負担金、補助及び交付金	1,735
計	1,845,288	2,235	1,847,523		

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	144,188	165	144,353	1. 報酬	165

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 土木総務人件費	580				580	一般職給 280 増 通勤手当 300 増
計	580				580	
	580				580	

単位：千円

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 都市計画人件費	500				500	一般職給 100 増 住居手当 300 増 通勤手当 100 増
計	500				500	
1 下水道事業 会計繰出事業	1,735				1,735	他会計補助金 1,735 増
計	1,735				1,735	
	2,235				2,235	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 事務局事務事業	165				165	事務局補助業務 165 増

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	719,533	31,463	750,996	1. 報酬	31,463
計	866,478	31,628	898,106		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	268,067	3,397	271,464	1. 報酬	3,397

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	165				165	
3 教育相談事業	2,883				2,883	教育相談員報酬 828 増 適応指導業務 1,053 増 スクールソーシャルワーカー報酬 1,002 増
4 教育振興事務事業	27,434				27,434	学校図書館業務 1,951 増 教員補助業務 9,616 増 養護教員補助業務 1,643 増 特別支援教育支援業務 11,497 増 定住外国人日本語教育推進事業業務 1,334 増 教員業務支援員報酬 544 増 校務支援員業務 849 増
5 放課後育成事業	1,146	349			797	勤労会館等業務 569 増 放課後子ども教室運営等業務 577 増
計	31,463	349			31,114	
	31,628	349			31,279	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 小学校管理 事務事業	3,397				3,397	学校用務員業務 2,701 増 給食配膳業務 696 増
計	3,397				3,397	

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	340,829	3,397	344,226		

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	165,052	5,540	170,592	1. 報酬	1,679
				17. 備品購入費	3,861
計	235,308	5,540	240,848		

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 公民館費	23,721	1,027	24,748	1. 報酬	757
				3. 職員手当等	270
3. 図書館費	131,890	2,731	134,621	1. 報酬	2,434
				3. 職員手当等	297

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
	3,397				3,397	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 中学校管理 事務事業	5,540				5,540	学校用務員業務 1,261 増 給食配膳業務 418 増 階段昇降車購入費 3,861
計	5,540				5,540	
	5,540				5,540	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 公民館維持 管理事業	1,027				1,027	南部公民館受付等業務 757 増 会計年度任用職員期末手当 145 増 会計年度任用職員勤勉手当 125 増
計	1,027				1,027	
2 図書館活動 事業	2,731				2,731	司書業務等 2,434 増 会計年度任用職員期末手当 153 増 会計年度任用職員勤勉手当 144 増

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 市史編さん費	4,361	642	5,003	1. 報酬	642
計	339,493	4,400	343,893		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	2,731				2,731	
1 市史編さん事業	642				642	社会教育指導員報酬 433 増 市史編集業務 209 増
計	642				642	
	4,400				4,400	

議案第 8 号

令和 6 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 8 号

令和 6 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 7 3 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 0 4 8, 9 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

單位：千円

[illegible]

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	368,764	4,730	373,494
計	368,764	4,730	373,494

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
4. 職員給与費等繰入金	4,730	職員給与費等繰入金 4,730 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	86, 070	4, 730	90, 800	2. 給料	2, 100
				3. 職員手当等	2, 250
				4. 共済費	380
計	86, 519	4, 730	91, 249		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 国民健康保 険人件費	4,730			4,730		一般職給 2,100 増 地域手当 260 増 住居手当 220 増 通勤手当 70 増 超過勤務手当 650 増 期末手当 600 増 勤勉手当 450 増 職員共済組合負担金 60 増 退職手当組合負担金 320 増
計	4,730			4,730		
	4,730			4,730		

議案第 9 号

令和 6 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 3 号）

議案第 9 号

令和 6 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 0 9 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 6 9 8, 4 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

單位：千円

[illegible]

単位：千円

歲	出	合	計	5,695,372	3,092	5,698,464
---	---	---	---	-----------	-------	-----------

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
4. その他一般会計繰入金	160,432	2,584	163,016
計	893,509	2,584	896,093

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	47,551	508	48,059
計	47,551	508	48,059

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 事務費繰入金	2,584	事務費繰入金 2,584 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	508	繰越金 508 増

歳 出

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 認定調査等費	36,240	2,584	38,824	1. 報酬	2,032
				3. 職員手当等	552
計	46,905	2,584	49,489		

7 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 他会計繰出金	29,731	508	30,239	27. 繰出金	508
計	29,731	508	30,239		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 認定調査等事業	2,584			2,584		要介護認定調査業務 2,032 増 会計年度任用職員期末手当 291 増 会計年度任用職員勤勉手当 261 増
計	2,584			2,584		
	2,584			2,584		

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般会計繰出事業	508			508		重層的支援体制整備事業 508 増繰出金
計	508			508		
	508			508		

議案第 10 号

令和 6 年度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 2 号）

議案第 10 号

令和 6 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 7 9, 7 2 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

單位：千円

[illegible]

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 事務費繰入金	23,656	523	24,179
計	214,890	523	215,413

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 事務費繰入金	523	事務費繰入金 523 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	9,711	523	10,234	1. 報酬	394
				3. 職員手当等	129
計	9,711	523	10,234		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理事務事業	523			523		後期高齢者医療事務 394 増 会計年度任用職員期末手当 69 増 会計年度任用職員勤勉手当 60 増
計	523			523		
	523			523		

議案第 11 号

令和 6 年度

豊明市下水道事業会計補正予算書（第 2 号）

議案第 1 1 号

令和 6 年度豊明市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度豊明市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度豊明市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	1,331,641 千円	1,735 千円	1,333,376 千円
第 2 項 営業外収益	624,332 千円	1,735 千円	626,067 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	1,281,641 千円	1,735 千円	1,283,376 千円
第 1 項 営業費用	1,210,304 千円	1,735 千円	1,212,039 千円

（議会の議決を得なければ流用することができない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	61,127 千円	1,735 千円	62,862 千円

（他会計からの補助金）

第 4 条 予算第 9 条中「294,767 千円」を「296,502 千円」に改める。

令和 7 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和 6 年度豊明市下水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業 収 益			1,331,641	1,735	1,333,376	
	2 営業外収益		624,332	1,735	626,067	
		3 他会計補助金	294,767	1,735	296,502	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
2 下水道事業 費 用			1,281,641	1,735	1,283,376	
	1 営業費用		1,210,304	1,735	1,212,039	
		1 管 き よ 費	163,911	815	164,726	
		4 総 係 費	98,092	920	99,012	

給 与 費 明 細 書

1 総括

区分		職員数		給与費				法定 福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	0	(1) 6	1,099	19,201	13,904	34,204	10,134	44,338
	資本勘定 支弁職員	0	1	0	8,215	6,118	14,333	4,191	18,524
	合 計	0	7	1,099	27,416	20,022	48,537	14,325	62,862
補正前	損益勘定 支弁職員	0	(1) 6	1,099	18,451	13,169	32,719	9,884	42,603
	資本勘定 支弁職員	0	1	0	8,215	6,118	14,333	4,191	18,524
	合 計	0	7	1,099	26,666	19,287	47,052	14,075	61,127
比 較	損益勘定 支弁職員	0	0	0	750	735	1,485	250	1,735
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	750	735	1,485	250	1,735

() 内は、会計年度任用職員について外書きしたものである。

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	超過勤務 手 当 (千円)	管理職 手 当 (千円)
	補正後	498	3,513	336	1,018		700	1,269
	補正前	498	3,408	336	1,018		700	1,269
	比 較	0	105	0	0		0	0
	区分	管理職特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	24	6,992	5,672				
	補正前	24	6,542	5,492				
	比 較	0	450	180				

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	750	給与改定に伴う増減分	750		
手当	735	給与改定に伴う増減分	735		

令和6年度豊明市下水道事業会計補正予算（第2号）事項別明細書

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			1,331,641	1,735	1,333,376
	2 営業外収益		624,332	1,735	626,067
		3 他会計補助金	294,767	1,735	296,502

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
2 下水道事業費用			1,281,641	1,735	1,283,376
	1 営業費用		1,210,304	1,735	1,212,039
		1 管 き ょ 費	163,911	815	164,726
		4 総 係 費	98,092	920	99,012

(単位：千円)

節	金額	説明
1 他会計補助金	1,735	一般会計補助金 1,735

(単位：千円)

節	金額	説明
1 給料	400	給料 400
2 職員手当等	230	期末手当 100
		勤勉手当 80
		地域手当 50
4 法定福利費	185	職員共済組合負担金 110
		退職手当組合負担金 75
1 給料	350	給料 350
2 職員手当等	505	期末手当 350
		勤勉手当 100
		地域手当 55
4 法定福利費	65	退職手当組合負担金 65